

龍峯小学校再開ガイドライン

緊急事態宣言が解除され、いよいよ6月1日から学校が再開しますが、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではなく、感染リスクは未だあることを踏まえ、感染防止対策としての「新しい学校生活スタイル」の定着を図る。

1 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策のための取組

ア 家庭での検温や風邪症状の確認を依頼する。

※発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・臭覚障がい等の症状等が見られた場合は学校に連絡後、自宅療養してもらうように伝える。

※家庭で健康状態が確認がされていない場合は、学校（保健室）で確認する。

※登校後、発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・臭覚障がい等の症状等が見られた児童は、家庭連絡後帰宅（自宅療養）させる。（かかりつけ医師への相談を促す）

イ こまめな手洗いを徹底する。

※活動後は石鹸で手洗いをする。

※手洗いの仕方を指導する。

※給食前、特に給食当番に対して手洗いを徹底する。

※給食受け庫前ではアルコール消毒をする。

ウ マスク着用を徹底する。（マスク着用が感染症対策の意識の高揚にも繋がる）

※登校からのマスク着用を徹底する。

※屋外での活動で、児童間に十分な距離を取っている場合は、マスク着用は不要である。

※体育館等の屋内での活動で、換気（窓の開放）を適切に実施しており、かつ、児童間に十分な距離を取っている場合は、マスク着用は不要である。

※マスクを着用して激しい運動をすると熱中症のリスクが高まることや酸素欠乏状態になる恐れがあることから、マスクを着用して体育の授業に参加する児童がいる場合は、運動量が過多にならないようにすることや体調のチェックをこまめに行うこと。なお、当面は感染リスクの高い三つの条件が重ならないような活動を行うこと。

→体育及び九一マラソン時はマスクを外すことを奨めるが、強要はしない。

※給食時間は、食事の時のみマスクを外す。

エ 教室等のこまめな換気を徹底する。

※原則窓は開放（2方向の窓を同時に開ける）しておく。

オ 児童の席の間に可能な限り距離を確保し、対面とならないような形で教育活動を行う。

※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約2 mの距離まで届くため、咳エチケットを行った上で、児童同士の距離を1～2 m以上保つように座席を配置する。

カ 教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノール等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

2 学習指導に関すること

(1) 人と人の距離については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保する。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、感染症対策を講じた上で柔軟に見直し工夫した取組を行う。

(3) 各教科等の指導における感染症対策については、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で行うこと。

※「★」は特に感染リスクの高いもの＝要注意

ア 児童が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動（★）

イ 理科における「児童同士が近距離で活動する実験や観察」

ウ 音楽科における「室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管

楽器演奏（★）

エ 図画工作における「児童同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞活動」

オ 家庭における「児童同士が近距離で活動する調理実習」（★）

カ 体育における「児童が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

※特に共用の用具等に触れた場合は、水泳時も含めて、石鹸での手洗いを徹底する。

※体育館は窓を開放して使用する。

※プールの更衣室が密集にならないようにする。また、ゴーグルや服など、他人の物と間違わない工夫を徹底する。

3 学校生活における配慮事項

(1) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

※何のために手洗いやマスク、換気などが必要なのかを考えさせる。（早い段階での徹底を！）
また、この指導をいじめ（偏見や差別）の未然防止にもつなげる。

(2) 登下校時の配慮事項

登下校中においては、マスク着用と校門や児童昇降口等での密集が起こらないよう工夫する。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意すること。

(3) 休み時間や給食時の配慮事項

休み時間や給食時において、狭いスペースで密集したり、向かい合っでの飲食、飲み物の回し飲みをしたりしないように指導する。ただし、熱中症防止の観点からこまめな水分補給は促す。

(4) 清掃活動の配慮事項

清掃活動は、換気の良い状況で、マスクを着用した上で行い、清掃活動終了後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うよう指導する。

4 家庭訪問に関すること

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止及び実施予定だった夏季休業日縮減、授業時数の確保等から、玄関先等訪問（改めて面談を希望される場合は後日実施）とする。

5 学校給食に関すること

(1) 給食当番活動前に留意すること（児童）

- ・下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無を確認し、症状がある場合は交番を交代する。
- ・清潔な給食衣とマスク着用を徹底する。
- ・石鹸を使用した手指の洗浄を徹底する。

(2) 食事前に留意すること（児童・教職員）

- ・石鹸を使用した手指の洗浄を徹底する。
- ・準備完了までマスク着用を徹底する。
- ・配膳時に食品の周りに密集しない工夫をする。

(3) 食事中に留意すること（児童）

- ・飛沫感染防止の観点から、机を向かい合わせにしない。
- ・会話を控える。
- ・食品のやり取りを児童同士が直接行わないようにする。

(4) 食後に留意すること（児童）

- ・食事で出たビニールごみ、ストロー等は教室に残さない。
- ・配膳台用ふきんなどでの洗浄と清潔保持を徹底する。
- ・食後はマスク着用を徹底する。

6 情報発信に関すること

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、保健だよりや学級通信、学校ホームページ等において、随時発信し、保護者等との連携を図る。